

議案第十八号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原動機付自転車 道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

第二条の次に次の一条を加える。

（駐車することができ車両）

第二条の二 駐車場に駐車することができ車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、自転車及び原動機付自転車を駐車することができる。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

別表第二を次のように改める。



附 則

- 1 この条例は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第二条の二に規定する原動機付自転車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

原動機付自転車に係る自転車駐車場の使用料を定める等の必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 原動機付自転車 道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>（駐車することができ車両）</p> <p>第二条の二 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、自転車及び原動機付自転車を駐車することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>

(使用料等)  
第四条 略

2|  
略

(使用料等)  
第四条 略

2| 前項の規定にかかわらず、定期使用しよ  
うとする者のうち、六十五歳以上のもの及  
び規則で定める学生の使用料は、前項に定  
める使用料から一月当たり二百円を減じた  
額とする。

3|  
略